

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 1 日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 月形祐二

福岡県後期高齢者医療広域連合規則第 7 号

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則

(福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第 1 条 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則(平成 19 年規則第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の 5 中「ある非常勤職員であって、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 15 分以上である勤務日が」を削る。

第 10 条第 1 項中「承認の請求」の次に「、同条第 2 項の規定による申出及び同条第 3 項の規定による変更」を加え、「部分休業承認申請書(様式第 5 号)」を「部分休業申出兼承認請求書(様式第 5 号)」に改める。

様式第 5 号を次のように改める。

様式第5号(第10条関係)

部分休業申出兼承認請求書

		請求年月日 年 月 日	
福岡県後期高齢者医療広域連合 広域連合長様		請求者 所属_____ 職名_____ 氏名_____ 印	
次のとおり部分休業の承認を申出・承認を請求します。			
1 請求に係る子	氏名		
	続柄等		
	生年月日	年 月 日生	
2 申出	申出月日	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容 ①第1号部分休業 ②第2号部分休業
	月日		
3 変更 (第1回目)	変更年月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情
	月日		特別な事情の有無 (有又は無を記入)
4 変更 (第2回目)	変更年月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情
	月日		特別な事情の有無 (有又は無を記入)
5 備考			

(注)① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付すること(写しでも可)。

② 「第1号部分休業」は1日につき2時間を超えない範囲内の部分休業、「第2号部分休業」は1年につき、非常勤職員以外の職員は77時間30分、非常勤職員は勤務日1日あたりの勤務時間に10を乗じて得た時間を超えない範囲内の部分休業をいう。
「第1号部分休業」に係る請求は第2面、その取り消しの請求は第3面、「第2号部分休業」に係る請求は第4面の各様式により行うこと。

決裁						受理年月日 年 月 日	
						決裁年月日 年 月 日	
							<input type="checkbox"/> 承認

(第1号部分休業の承認請求)

年度

請求 月 日	第1号部分休業の承認請求期間等			請求者 の確認	承認の 可 否	備 考
	期 間	毎日 / 曜日等	時 間			
月 日	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで			
月 日	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで			
月 日	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで			
月 日	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで			
月 日	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで			
月 日	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで			
月 日	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで			
月 日	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで			
月 日	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで			
月 日	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで			

(注) 第1号部分休業の申請時間は、1日を通じて育児時間又は介護時間を含めて2時間
を限度とする。また、1回の申請単位は30分とする。

(第3面)

(第1号部分休業の承認取り消し)

年度

(第2号部分休業の承認請求)

年度

請求 月 日	第2号部分休業の承認申請期間・時間等				請求者 の確認	承認の 可 否	備 考
	期 間	時 間	請 求 時間数	残時間数			
月 日	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分			
月 日	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分			
月 日	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分			
月 日	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分			
月 日	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分			
月 日	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分			
月 日	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分			
月 日	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分			
月 日	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分			
月 日	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分			
月 日	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分			
月 日	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分			
月 日	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分			
月 日	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分			
月 日	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分			

(注) 第2号部分休業の申請時間は1年につき、非常勤職員以外の職員は77時間30分、非常勤職員は勤務日1日あたりの勤務時間に10を乗じて得た時間を限度とする。

また、1回の申請単位は1時間とする（分を単位とした勤務時間がある場合を除く）。

（福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第2条 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成19年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「規定による部分休業」を「規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する第1号部分休業（以下「第1号部分休業」という。）」に、「当該部分休業」を「当該第1号部分休業」に、「減じた時間）」を「減じた時間」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

（3歳に満たない子を養育する職員に対して措置を講じる期間）

第22条の2 条例第17条の2第2項の任命権者が定める期間は、対象者の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。